

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

令和4年9月26日

原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 日程

令和4年8月29日（月）、30日（火）

2. 目的

- 中間指針の見直しも含めた対応の要否の検討に当たり、被害者の意見を聴取すること
- 中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること

3. 視察委員等

※一部のみ参加の委員等を含む。

【委員】

内田会長、樫見会長代理、明石委員、江口委員、織委員、古笛委員、富田委員、山本委員 計8名

【専門委員】

大塚専門委員、日下部専門委員、末石専門委員 計3名

4. 視察行程

8月29日（月）

- 福島市
 - 被害者との意見交換（自主的避難等対象区域内外）
 - 北沢又団地を視察
- 大熊町
 - 大野駅周辺、大熊インキュベーションセンター等を視察
 - 大熊町役場において、吉田町長、吉岡議長等と意見交換
 - 被害者との意見交換（避難指示等対象区域①）

8月30日（火）

- 浪江町
- 帰還困難区域（特定復興再生拠点区域外）の施設（陶芸の杜おおぼり、老人憩いの家やすらぎ荘）等を視察
 - 浪江町役場において、吉田町長等と意見交換
 - 被害者との意見交換（避難指示等対象区域②）
- 葛尾村
- 野行宿泊交流施設、帰還困難区域（特定復興再生拠点区域外：小出谷地区）、かつらお胡蝶蘭合同会社を視察
 - 葛尾村村民会館において、篠木村長等と意見交換
 - 被害者との意見交換（避難指示等対象区域③）

意見交換でいただいた主な御意見（概要）

1. 被害者との意見交換

（１）自主的避難等対象区域内外

場 所：福島県自治会館 特別会議室

参加者：福島県市長会（木幡福島市長、品川郡山市長、鈴木白河市長）
福島県町村会（押山大玉村長、杉山会津美里町長）

【主な御意見】

- 今回の最高裁決定により、中間指針が不十分であることが示された。中間指針の見直しを早急に進めていただきたい。見直しが遅れること自体が更なる精神的苦痛につながる。
- 確定判決で認められたものを類型化し、中間指針へ反映させることで迅速かつ公平な賠償が可能になる。
- 生業訴訟の判決には同感・共鳴するものがある。損害賠償区域の区分によって、その内外で地域が分断される理由はない。
- 自治体への賠償の進捗が遅く、職員人件費については、臨時や時間外を除き、賠償の対象となっていない。
- 事故後 11 年が経過したが、風評被害については大きなものがある。ADRに持ち込んでも解決しないものも多いと感じている。

（２）避難指示等対象区域①

場 所：大熊町役場 大会議室

参加者：広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町住民※ 計 9 名

※事故当時。以下同じ。

【主な御意見】

- 自治体が独自に出した補償金については、（自治体への）賠償の対象となってもいいのではないか。
- 集団訴訟の原告とそれ以外の被害者とで、新たな分断、混乱が起きないように、中間指針を見直していただきたい。
- 避難の長期化や周辺的生活環境整備の遅れなど、中間指針の策定当時では予測できなかったこともある。中間指針の見直しにより、被害実態に即した十分な賠償を実現していただきたい。
- 売り言葉に買い言葉となっていた中ではあるが、東京電力から「金をもらいに来たのか」「乞食みたいだな」と言われた。東京電力は被害者の生活のことを考えていない。
- 東京電力は、個人で請求しても相手をしてくれない。一方で、行政

区の区長として接すると、丁寧に扱ってくれる。手のひらを返したような対応はおかしいのではないか。

- 東京電力は中間指針を上限にして、中間指針の範囲内でしか賠償に応じない。ADRセンターへの申立ての手続きさえできない人がたくさんいる。中間指針を見直して、一律に賠償の水準を上げてほしい。

(3) 避難指示等対象区域②

場 所：浪江町役場 大会議室

参加者：南相馬市、川俣町、浪江町、飯舘村住民 計8名

【主な御意見】

- 地区によって復旧・復興の仕方が違う。自治体の中で、30km圏内外や放射線量によって対応が異なっているが、地区の状況を踏まえた中間指針の見直しをしてほしい。
- 事故当時の状況や家族と一緒に居ることができなくなった思い（精神的苦痛）を踏まえて中間指針の見直しをしてほしい。訴訟に参加していない人についても考慮してほしい。
- 中間指針への要望は無い。一律に捉えるのは難しいと思う。営業損害について、東電の（賠償の支払いの可否に係る）機械的な対応に対して不満がある。
- 働くことができる場所がなく、帰りたくても帰れない人がいる。このような事例についても救済を考えてほしい。
- 事故後すぐに自助努力で立て直した費用について、東電から賠償の対象にならないと言われ、不満である。自助努力で立て直した人とそうで無い人との間で仲違いしている状況。検討対象となるなら考えて欲しい。
- 裁判費用がかかるから諦めたり、東電に数値を示さないと対象にならないと言われて諦めたり、ADRセンターの情報がなく請求するのを諦めたりしているだけで、今の状況に納得しているわけではない。

(4) 避難指示等対象区域③

場 所：葛尾村村民会館 大ホール（東）

参加者：田村市、川内村、葛尾村住民 計4名

【主な御意見】

- 同じ自治体の中で、20km圏の内外で賠償に差をつけないでほしかった。
- 営業損害について、商工業と農業で当初の賠償期間が異なっている。平準化していただきたい。
- ADRセンターの申立てや相談の仕方が分からなくて、東京電力に

請求を繰り返すしかなかった。

- 東京電力から（賠償を）出せない、と言われると、多くの人が納得してしまい、諦めてしまう。
- 東京電力は、ADRセンターがあるということを紹介することはない。センターの存在を知らない人も多く、法律的な話になるので敷居も高い。年に1、2回でも出張して、相談窓口を設けてもらえるとう気軽に来てもらえるのではないか。
- 直接請求で賠償を受けた者、ADRセンターで和解をした者が、確定判決に従った賠償となるよう、中間指針に反映をさせてほしい。
- 被害者の立場に沿った中間指針としてほしい。

2. 自治体首長との意見交換

(1) 大熊町（吉田町長、吉岡議長等）

【主な御意見】

- 避難生活が継続されている状況を踏まえた賠償について、多くの被害者に共通する損害については、類型化による指針への反映によって、迅速・公平かつ適切に賠償がなされるよう、そして混乱や不公平を生じさせないよう、速やかに指針の見直しを行うことをお願いしたい。
- 商工業には、いわゆる6年相当分の賠償がなされているが、農業は現在も賠償が継続している。業種を問わない賠償の標準化をお願いしたい。
- 東京電力は個別の事情に寄り添って対応していくとってはいるが、中間指針を超える賠償は出せないとし、中間指針を盾にした賠償となっている。第4次追補から見直しがされていないことが原因であり、早急な指針見直しをお願いしたい。

(2) 浪江町（吉田町長等）

【主な御意見】

- 最高裁判所の決定を受けて、多くの町民から中間指針がどう見直されるのかという声が寄せられている。
- 約12年経過し、現在、町民は、新たな生活、自立や困窮等様々な生活環境に置かれている中での、今の精神的状況である。これ以上、町民間で賠償に齟齬が生じないよう、早く審議をしてほしい。
- 賠償に当たって、国民や福島県民の理解が必要。国民や県民からは、「被災地にまたお金なのか」という声を聴く。県内であっても、自らが浪江町民であると言えずに暮らすことを強いられている。

- ADRセンターへ申立てをした人しか増額が認められていない。分かりやすく和解事例を示し、積み上がってきた和解事例を踏まえ、賠償という形で審査会としての考え方を出してほしい。

(3) 葛尾村（篠木村長等）

【主な御意見】

- 避難が長期化し、戻りたくても戻れず、精神的な被害は継続している。集団訴訟の原告に入っていないなくても、避難者はみな同じ境遇であり、審査会において適切に対応をお願いしたい。
- 農業の賠償について一部遅れが見られる。東京電力への指導をお願いしたい。